

はじめに

『建設人ハンドブック』は、毎年内容を刷新して発行することにより、常に新しい動向、新しいデータ、新しい数字を提供してきました。情報の最前線を丸ごと1冊の手帳として活用していただきたい、ということ念頭に置いて企画・編集してきました。そのコンセプトが支持され、今回も『2007年版』を発刊することができました。

建設産業界は旧来の秩序が地殻変動を起こし、法制度から現場の生産システムまで大きく転換しようとしています。

C.ダーウィンは『種の起源』の中で、最後に生き残る生物は力の強いものでも知能が優れたものでもなく、変化に対応できるものということを立証しました。変化に対応するためには、変化を知らなければならず、『建設人ハンドブック』がそのための1冊になるだろうと考えています。

独禁法、品確法、低価格入札、入札ボンド、建築士法改正、技術、需要と市場、資格、ランキング等々、『07年版』で取り上げたキーワードは、建設産業に新たな対応を求めています。職場、研修、電車、自宅、どこでも、どのようでも、どこからでも読んでいただければ、変化へのヒントをつかむことができるはずです。ご愛読ください。

2006年9月

建設人ハンドブック 2007年版・時事解説

目次

はじめに 3

第1章 新たな公共競争時代

1. 改正独禁法 相次ぐ摘発 10
2. 公共工物品確法 本格展開へ 12
3. 急増する低価格入札 14
4. 各地方整備局の低価格入札防止策 16
5. コンプライアンス徹底へ 18
6. 日本土木工業協会の改革姿勢と提言 20
7. 公共工事入札契約の適正化指針 22
8. 大手ゼネコンの地方建設業協会退会 24
9. 落札率、入札参加者数の日米比較 26
10. 再編へ走る鋼鉄製橋梁業界 28

第2章 変化に対応 新たな法制

1. 改正建築基準法 32
2. 改正耐震改修促進法 34
3. 建築士制度の見直し 36
4. 会社法 38
5. 労災保険メリット制 40
6. 改正官製談合防止法案 42
7. まちづくり3法 44
8. 改正海上物流基盤強化港湾法 46
9. 景観法 その後 48

第3章 建設産業行政の新ベクトル

1. 入札ボンド 54
2. 建設産業政策研究会の議論の行方 56
3. 建設生産システムの見直し 58
4. 基幹技能者制度の促進 60
5. 地域建設業の再生 62
6. 経営事項審査制度の見直し 64
7. 人材の確保・育成策 66
8. IT化の推進と対応 68
9. 特定JV制度と一括下請負禁止 70

第4章 業界なんでもランキング

1. ゼネコンの決算業績 74
2. 過去3年のゼネコンの完工高ランク 76
3. 道路工事業の業績ランク 78
4. 設備工事業の業績ランク 79
5. ゼネコンの設計施工・特命ランク 80
6. ゼネコンの海外受注ランク 82
7. この分野 ここが強い建設コンサル 84
8. 建設コンサルのプロポーザル受注 88
9. ゼネコンの新卒採用 90
10. この分野 ここが強い設計事務所 92

第5章 建設産業界の最新動向

1. 激化する大規模民間工事の受注競争 96
2. 後を絶たない設計入札の安値落札 98
3. 收拾するか耐震強度偽装問題 100
4. 再編へ動き出す建設コンサル業界 102
5. エレベーターの安全対策 104
6. UIA東京大会へのステップ 106

7. ゼネコンの有利子負債からの脱却 108
8. 事業継続計画（BCP） 110
9. ゼネコンの開発事業・海外受注戦略 112
10. 注目の公共プロジェクトを追う 114

第6章 建設技術の最前線

1. 長距離・大断面・分岐シールド 118
2. ロボット・自動化施工 120
3. 建物の基礎を守る杭頭半剛接合法 122
4. アスベスト除去・対策技術 124
5. 超高強度コンクリート 126
6. 立体交差の短工期施工 128
7. 管渠リニューアル 130
8. 新東京タワー 132
9. ICタグと情報化システム 134

第7章 建設産業の資格

1. 監理技術者 138
2. 施工管理技士 建設業経理士 140
3. ダム工事総括管理技術者 142
4. 公共工物品質確保技術者 144
5. 建築コスト管理士 146
6. APECアーキテクト 148
7. 建築構造士 建築設備士 150
8. 専攻建築士 登録建築家 152
9. 土木学会認定技術者 154
10. キャリアアップにつながる資格 156

第8章 建設市場 新たな需要

1. 駐車場ビジネス 160
2. まちなか再生 162
3. 防災・減災 164

4. PPP 166
5. 指定管理者制度 168
6. 水質を守る覆砂材 170
7. ESCO 172
8. 雷害対策 174
9. 随意契約の見直し 176
10. 建設業の新分野への進出 178
11. 公共事業の重点化 180
12. 海外建設の動向 182

第9章 建設業の基礎データ

1. 建設投資 許可業者数 就業者数 186
2. 建設業の構造 188
3. 業種別の建設業者数 190
4. 建設業の利益率の推移 192
5. 建設業の倒産の状況 194
6. 建設生産の特性 196
7. 就業者の年齢階層別構成比の推移 198
8. 公共事業関係費の推移 200
9. 建設投資の中長期見通し 202
10. 建設市場の国際比較 204

第10章 建設人の常識'07

1. 入札・契約制度改革の全体像 208
2. 建設業法の概要 210
3. 建設業者への監督処分 212
4. 指名停止モデルと地方自治体の運用 214
5. 違約金特約条項 216
6. 地方自治体の電子入札 218
7. 地方自治体の総合評価方式 220
8. 土地・建物などに関する法制度 222
9. 建設産業団体のビジョン 224
10. よく使われる用語の解説 226

第1章 新たな公共競争時代

1. 改正独禁法 相次ぐ摘発
2. 公共工物品確法 本格展開へ
3. 急増する低価格入札
4. 各地方整備局の低価格入札防止策
5. コンプライアンス徹底へ
6. 日本土木工業協会の改革姿勢と提言
7. 公共工事入札契約の適正化指針
8. 大手ゼネコンの地方建設業協会退会
9. 落札率、入札参加者数の日米比較
10. 再編へ走る鋼鉄製橋梁業界

1 改正独禁法 相次ぐ摘発

課徴金納付で経営悪化、課徴金減免制度の適用第1号も

コンプライアンス（法令順守）の重要性が叫ばれる中、談合など独占禁止法違反の摘発が相次いでいる。

課徴金納付命令の累計額は、1978年の課徴金制度対象の第1号から2006年3月までで1096億円に達する。独禁法違反による課徴金、違約金、損害賠償請求、営業停止や指名停止は、企業経営に深刻なダメージを与える。

東京商工リサーチ新潟支店は、新潟市発注工事をめぐる官製談合事件で公正取引委員会から排除勧告を受けた市内71社を実態調査した。この結果、赤字企業は全体の31.4%を占め、1社が廃業、2社が倒産していることがわかった。同じく談合が摘発された沖縄県、岩手県などでも、対象になった業者の経営悪化が相次いでいる。

06年1月から施行された改正独禁法で目玉の1つとされるのが課徴金減免制度（リーニエンシー）だ。

談合など違反行為の事実を公取委に自主申告した場合、課徴金を減免する制度で、立ち入り検査前の1番目に申告した企業は課徴金が100%免除され、刑事告発も対象外になる。先着3社までが減免の対象で、2番目の申告企業は50%、3番目は30%減免される。立ち入り検査後でも20日以内に申し出れば一律30%減免される。

改正法施行から3カ月間で計26件の申告があったという。これを多いと見るか少ないと見るか判断は分かれる。だが、課徴金の大幅引き上げなど、独禁法の改正強

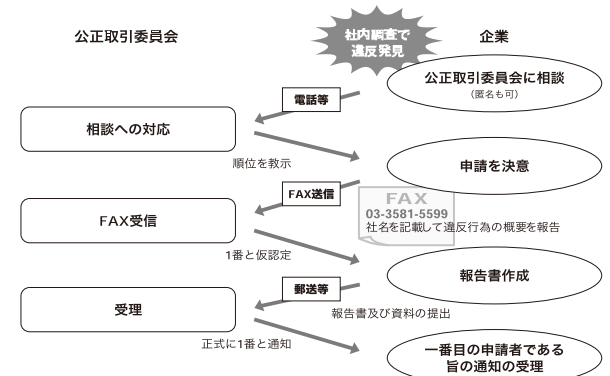
化のインパクトが大きかったのは事実だ。

公取委の竹島一彦委員長は05年4月の国会答弁で「課徴金減免制度は、大企業なり、社会的な影響の大きい違反行為に適用するのが望ましい。地方の小さい入札談合を解決するのが趣旨ではない」との見解を示している。

課徴金減免制度の初適用案件が06年8月にあった。

公取委は、旧首都高速道路公団発注のトンネル換気設備工事をめぐる談合で、減免制度を初適用した。公取委の立ち入り検査前に談合を自主申告した三菱重工業は、課徴金の全額免除。立ち入り検査後に申告した石川島播磨重工業と川崎重工業の2社は、30%の減免を受ける。

初適用は、公取委の目論見どおり、大企業が関与する案件だった。



※立入検査前の1番目の申請者及び申請事業者と同様に評価できる当該事業者の役員・従業員等については、刑事告発を行わない方針（追加報告の求めに応じない場合等を除く）。

※課徴金納付命令等がなされるまでの間、公正取引委員会の求めに応じ、違反行為に係る事実の報告等を追加して行う必要がある。

（注）課徴金減免制度の対象は、カルテル・談合（購入カルテル含む）。

課徴金減免制度のフロー（出典：公正取引委員会）

2 公共工物品確法 本格展開へ

工事は簡易型中心に拡充、調査・設計業務も試行

2005年4月1日の「公共工物の品質確保の促進に関する法律」の施行後、国土交通省は、価格と品質（技術力）の双方を総合的に評価する「総合評価方式」の拡充を進めている。05年度は全工事発注金額の4割超を目標に総合評価方式を実施したが、06年度は、05年度の2倍を上回る全工事発注金額の8割以上（全工事発注件数の5割以上）に目標を設定した。また、05年度1件だった調査・設計業務への総合評価方式導入も06年度は11件の試行を予定している。

国交省がまとめた05年度の総合評価方式実施状況（港湾・空港工事を除く）によると、8地方整備局が総合評価方式を実施・契約した工事は合計1611件で、うち簡易型が1102件、標準型が502件、高度技術提案型が7件だった。

06年度は第1四半期（4～6月）だけで総合評価方式が942件にのぼり、この時点で05年度実績の6割弱を消化している。06年度第1四半期の内訳は、簡易型が887件、標準型が55件で、高度技術提案型の適用案件はなかった。

中でも簡易型の実施件数は、06年度第1四半期ですでに05年度実績の8割超に達し、国交省が簡易型の導入を拡大し、06年度目標を達成しようという姿勢が見える。

東北、北陸、中部、四国の各地方整備局は原則すべての工事での総合評価方式実施を打ち出した。九州も06年度下半期から全面導入する方針だ。東北、中部、近畿は企業の社会性・信頼性を重視した総合評価方式の試行も明らかにしている。

東北が試行する社会性重視簡易型総合評価方式は、手持ち工事量や災害協定などに基づく活動実績、ボランティア活動の有無などを通常の2～5倍の配点で評価する。これによって「企業・技術者の技術力」と「企業の社会性・信頼性」の配点比率は現行の「8対2」程度から「5対5」程度になる。当面は維持修繕工事を対象にするが、他工種への拡大も検討する。

また、東北では一般土木と維持修繕工事を対象に市町村が実施できるよう評価項目を限定した少項目簡易型総合評価方式の導入も表明している。通常、「優・良・可」の3段階で評価している工程管理の適切性（工事の手順）を「優・可」の2段階に簡素化し、評価項目数も7割程度に減らし、市町村に総合評価方式の普及を促していく。近畿、九州も市町村への普及を念頭に置いた新たな簡易型の導入を明らかにしている。

一方、06年度は全地方整備局が調査・設計業務で総合評価方式を試行する。建設工事の総合評価方式と異なるのは総合評価点の算出方法だ。建設工事で採用している除算方式ではなく、技術点と価格点を加算する方式を採用する。関東、北陸、近畿、九州では、原則2者程度を選抜した後に価格競争するプロポーザル方式も検討中だ。

大転換期にある建設産業界には、競争システム、法制、生産システム、技術、資格などの新しい波が押し寄せています。
その動向をテーマごとに最新データと最新情報に基づいて、わかりやすく解説。すべて書き下ろしました。図表も多数掲載しています。
2007年版は建設産業が直面する問題と解決への方向性を中心に記述しています。
よく使われる用語の説明、新しい法律の解説、資格制度や業界ランキングも充実しました。
研修テキスト、会議資料、技術士などの受験用参考書としても最適です。

建設人 2007年版 時事解説 ハンドブック

独禁法 品確法 ダンピング 耐震偽装 建築士制度 エレベーター事故 業界再編 新市場

ご注文はここをクリック

建設人ハンドブック
2007年版・時事解説

建設人
ハンドブック

2007年版 時事解説

日刊建設通信新聞社 編著
新書判/240頁/ISBN4-902611-16-3/税込840円
発行所：日刊建設通信新聞社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-7名古路ビル2階
TEL.03-3259-8719 FAX.03-3233-1968

激動の建設産業
100のキーワードを解く